

議案第103号

安曇野市金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例

安曇野市金銭物品等の寄附募集に関する条例（平成17年安曇野市条例第19号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に廃止前の安曇野市金銭物品等の寄附募集に関する条例第4条の規定により許可を受けた募金に関する同条例第6条から第10条までに規定する事項については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第104号

安曇野市穂高老人保健センター条例を廃止する条例

安曇野市穂高老人保健センター条例（平成17年安曇野市条例第110号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。

平成28年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第105号

安曇野市組織条例の一部を改正する条例

安曇野市組織条例（平成17年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「及び」の次に「債権の」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例(平成17年安曇野市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年

を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において

「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第19条の9第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第19条の9第1項」を「附則第19条の10第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第19条の9第1項」を「附則第19条の10第1項」に改め、同項第3号中「附則第19条の9第1項」を「附則第19条の10第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第19条の9第1項」を「附則第19条の10第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の10第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則

第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の10第3項後段」に改め、「第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第19条の9第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の10第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の10第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の10第3項前段」に改め、同条を附則第19条の10とし、附則第19条の8の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の9 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- （2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- （3） 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律

第144号) 第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「、新条例」を「、安曇野市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中安曇野市税条例附則第10条の2に1項を加える改正規定及び附則第3条
平成29年4月1日

(2) 第1条中安曇野市税条例附則第6条の改正規定及び次条第3項の規定
平成30年
1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例附則第19条の9の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第12項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成28年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

附則中第19項を第21項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例附則第16項及び第17項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第108号

安曇野市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、安曇野市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 使用者及び受益者

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(安曇野市公共下水道事業運営審議会条例及び安曇野市水道事業運営審議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 安曇野市公共下水道事業運営審議会条例(平成17年安曇野市条例第208号)
 - (2) 安曇野市水道事業運営審議会条例(平成17年安曇野市条例第247号)(経過措置)
- 3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。
(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)
- 4 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例(平成17年安曇野市条例第40号)の一部を次のように改正する。
別表第2中「公共下水道事業運営協議会委員」を「上下水道事業経営審議会委員」に改める。

平成28年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘